

(1) 平成26年第4回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

教育委員会関係の提出議案：なし

(2) 平成26年第4回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内容	頁
代表 質 問	自民党	山崎議員	中学校給食について	2
			地域の寺子屋事業について	4
	公明党	岡村議員	少人数学級について	6
			いじめの認知件数の推移等について	6
			特別支援教育について	7
			警報発表時の学校の対応について	7
			中学校給食について	8
	民主党	山田議員	中学校給食について	10
			学校司書について	12
			特別支援教育について	12
	共産党	大庭議員	少人数学級について	15
			中学校給食について	15
	新しい川崎の会	小川議員	中学校給食について	18
			習熟度別指導について	18
			主権者教育について	19

② 一般質問

	会派	委員名	内容	頁
一 般 質 問	自民党	松原議員	学校敷地の飛び地について	22
	公明党	山田議員	入院中の子ども達への学習支援について	26
		菅原議員	国際都市川崎について	30
		後藤議員	防災対策について	30
	民主党	押本議員	夜間の校庭開放について	20
		木庭議員	防犯カメラの設置について	21
		露木議員	ボランティアの取組推進について	22
			障害児の通所支援事業について	27
	共産党	大庭議員	市立高校定時制における入学時納入金について	24
			通学路の安全対策について	25
	新しい川崎の会	勝又議員	緑地保全について	29
			小川議員	地域の寺子屋事業について

■ 代表質問（12月4日）自民党 ■

◆ 中学校給食について

◎質問

- ・中学校給食の実施にあたり、食に関する指導の目標及び、観点についてはどのような見直しが行われるのか伺います。
- ・食材の確保に学校給食会を活用すると決定されていますが、現在の給食会の体制で引き続き食材の安定供給が行えるのか伺います。
- ・地産地消に配慮した食材の調達、使用を進めるとの事ですが、その見直し及び、本市の特色を生かした給食や喫食時間のあり方等についての考えを伺います。
- ・アレルギー対応食数の根拠と具体的なアレルギー対策について伺います。
- ・各家庭より箸等を持参することについての食育の効果について伺います。
- ・マイ箸持参が決定するまでの検討内容について伺います。
- ・実施方針等に関する説明会及び、実施方針に関する質問受付期間の状況について伺います。

◎答弁

はじめに、「学校における食に関する指導プラン」についてでございますが、市立中学校における食育指導につきましては、現在も教育活動全体を通じて行われておりますが、給食時間における食育指導や各教科等の時間における学校給食と関連した更なる食育推進の取組については、今後、実施までの間に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、公益財団法人川崎市学校給食会についてでございますが、同法人は、食材の規格基準や原材料の産地、加工食品のアレルギー物質の内容、遺伝子組み換え等の確認、及び納入された食材の細菌検査等を実施するとともに、現在、市立小学校及び市立特別支援学校 116 校、約 7 万 7,000 食分の安全・安心、良質な食材を安定供給しているところでございます。中学校給食におきましても、安全・安心、良質な食材を確保するために、本市で実績のある同法人を活用する予定でございますが、中学校給食を含めると約 11 万食分の食材調達となりますので、同法人の執行体制につきましては、今後、食材調達システムの整備などの中学校完全給食実施に伴う業務増や業務効率化の取り組み等について、同法人や関係部署と調整を図りながら、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、地産地消に配慮した食材の調達についてでございますが、できるだけ多くの市内産又は県内産の食材が確保できるよう、県や関係団体、関係局と協議し、十分に調整を図ってまいります。

また、本市の特色を活かした給食や給食時間のあり方等、中学校給食運営上の諸課題につきましては、川崎市 P T A 連絡協議会会長を座長とする「中学校給食推進連絡協議会」等におきまして、今後、実施までの間に、検討してまいります。

次に、食物アレルギーを有する生徒への除去食の対応食数についてでございますが、平成 25 年 5 月現在の市立小学校における除去食の対応食数が全体の約 0.9%であったことから、市立中学校においては 1%以内と想定し、各学校給食センターの対応食数をそれぞれ、南部 150 食、中部 100 食、北部 60 食と設定したものでございます。

また、学校給食における食物アレルギーを有する生徒への対応についてでございますが、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患）」により、医師の診断をもとに、使用する食材の原材料等の詳細な情報を提供し、アレルギー物質を含む食品に関する表示が義務づけられている特定原材料 7 品目の除去等に努めてまいります。これらの対応食の提供にあたりましては、専用容器を使用し、学校名、学年、クラス名及び生徒名、献立名、除去食品名、日付をシール等で明示し、各学校の指定場所へ配送するなどの対応を考えているところでございます。さらに、除去食の提供に際しましては、誤って配送することがないように、十分注意するとともに、食物アレルギーを有する生

徒の保護者や学級担任をはじめとした関係教職員、給食センターの栄養士、調理師等との連携が図れる体制作りも必要なことから、今後、対応マニュアル等の作成について取り組んでまいります。

なお、給食での対応が困難な場合には、家庭からのお弁当を持参していただくなど、個別に配慮してまいりたいと考えております。

次に、箸等を各家庭から持参する、いわゆる「マイ箸」についてでございますが、発達段階に応じた食育を推進することは、大変重要と考えておりますので、中学校完全給食におきましては、中学生の自己管理能力を育むこと、毎日の箸等の食器具を自分で用意し、使用後は家で洗い、翌日の準備をすることが家事体験ともなり得ること、衛生管理に関する意識付けや、食文化を考えるなどの「マイ箸」による食育的効果が期待できるものと考えております。

また、マイ箸につきましては、教育委員会会議や中学校給食推進会議、中学校給食推進連絡協議会などにおきまして検討を重ね、本年8月には「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）」において公表し、保護者説明会やパブリックコメント等におきまして、様々な御意見をいただいた上で、本年10月に「川崎市立中学校完全給食実施方針」の中で、取りまとめたところでございます。今後は、具体的な運用に向けまして、学校現場の意見を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食センターの整備等事業に係る事業者募集についてでございますが、10月31日には同事業に係る実施方針策定の見通しを公表し、11月7日には同事業に係る実施方針を公表したところでございます。11月13日に開催いたしました事業者向けの説明会におきましては、55社91名の御参加をいただき、同事業に係る実施方針についての説明を行ったところでございます。同実施方針等につきましては、16社179件の御質問や御意見をメールにていただき、11月28日にその回答を本市ホームページ上で公表したところでございますが、事業の具体的な内容や事業スケジュール等について、様々な御意見・御質問をいただきましたので、対応が必要なものにつきましては、入札公告までに整理し、適切に対応を図ってまいりたいと考えております。

◎再質問

- ・中学校給食を実施している政令市の中で、マイ箸を持参している市は何市あるのか伺います。また、その食育的効果についての状況を伺います。
- ・学校給食センターの事業説明会に55社の参加があったとの事ですが、その内市内業者は何社あったのか伺います。
- ・中学校給食実施にあたり、事業者との契約はどのような契約を考えているのか伺います。
- ・事業者と本市との権利関係は事業用地を含めどのようなになるのか伺います。
- ・PFIによる事業実施は本市中小企業関係者には、どのようなメリットが考えられるのか伺います。
- ・市内中小企業団体からは今回の中学校給食実施にあたり、どのような意見要望があったのか伺います。

◎答 弁

はじめに、箸等を各家庭から持参する、いわゆる「マイ箸」についてでございますが、政令指定都市のうち、全部又は一部の学校においてマイ箸を実施している都市は、現在9市でございます。

また、「マイ箸」による食育の効果につきましては、複数の政令指定都市に聞き取り調査を行ったところ、自己管理能力が育まれるなど、本市が期待する効果と同様の効果が得られているとのことでした。

次に、学校給食センターの整備等事業に係る事業者向け説明会についてでございますが、11

月 13 日に開催した説明会に御参加いただきました 55 社のうち、市内事業者は 5 社、準市内事業者は 17 社でございました。

次に、事業者との契約についてでございますが、学校給食センターの整備につきましては、生徒数の推計ピーク時における給食の提供が、安全・安心・迅速・確実にできる施設・設備を確保するものとしております。P F I 事業者との契約につきましては、提供給食数の変動も踏まえ、また、他都市事例等も参酌しながら、適切かつ効率的な契約方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、事業者と本市との権利関係についてでございますが、学校給食センター整備等事業では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、学校給食センターの建設、維持管理、運営等の業務を一括して、特別目的会社 S P C と 15 年間の事業契約を締結してまいります。

事業者がプロジェクトファイナンスにより資金調達を行う場合には、資金調達を行う金融機関と本市との間で直接協定を締結し、事業継続リスクに対するモニタリング体制を構築してまいります。

また、事業用地についてでございますが、(仮称) 南部学校給食センター用地となる南部市場北側用地は、卸売市場事業特別会計に属する財産でございますので、所管する経済労働局から有償で所管替えを受ける予定でございます。

(仮称) 中部学校給食センター用地となる上平間管理公舎用地は、水道事業会計に属する財産でございますので、所管する上下水道局から有償で借り受ける予定でございます。

(仮称) 北部学校給食センター用地となるマイコンシティ事業用地は、一般会計に属する財産でございますので、所管する経済労働局から使用承認を受ける予定でございます。

特別目的会社には、これらの用地を無償で使用させ、施設の設計及び建設を行わせた後、市に施設の所有権を移転し、事業期間終了までの間、同施設の運営及び維持管理を行わせてまいります。

次に、本市の中小企業関係者のメリットについてでございますが、学校給食センター整備等事業につきましては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用を受ける見込みでございますので、入札参加資格において市内事業者に限定する旨の制限を加えることは難しい状況でございますが、地域経済の活性化は重要であると考えておりますので、具体的な配慮については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、市内中小企業団体からの意見要望についてでございますが、中学校給食実施については、特段いただいておりませんが、本市に対しましては、例年、「P F I とすることにより、地元への発注、分離発注の道が閉ざされることになるため、十二分の検討を」等の御要望があると同っております。このような御要望に対しましては、「様々な事業手法の検討比較を慎重に行った上、適切に手法を選択し、効率的・効果的に事業を推進してまいります。」と、本市として回答しているところでございます。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質問

- ・中学校区地域教育会議を始め、P T A や地元の各種団体に加え、学校によってはおやじの会といった団体もあります。こうした方々に対して連携を図りながら、展開を考えているのか見解を伺います。

◎答弁

今年度は、モデル事業として市内 8 カ所に寺子屋を開講したところでございます。

各寺子屋の運営につきましては、中学校区地域教育会議、総合型地域スポーツクラブ、地域の

NPO団体が単体で受託したり、あるいは地域教育会議やPTA、町内会など、様々な地域の団体によって構成された実行委員会が受託する形態がございます。

各寺子屋におきましては、週1回の放課後の学習支援を実施するとともに、土曜日等の体験活動については、地域の講師や団体とともに、科学教室やスポーツ教室、うどんづくり、昔遊び、皆既月食の観察会など、子どもから大人まで多世代が生き生きと交流しながら学び合う、多彩な事業が展開されているところでございます。

今後も、各寺子屋の実施団体が子どもの育成に関わる地域の様々な団体と連携を図りながら事業を展開していくことで、双方にとって、活動の広がりや認知度が高まるなどの効果生まれることを期待するとともに、こうした取組の中から、新たな寺子屋の担い手となる実施団体が生まれ、地域が主体となって寺子屋事業が拡充していくよう、本事業を推進してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（12月4日）公明党 ■

◆ 少人数学級について

◎質問

- ・財務省は35人の少人数学級でのいじめ、不登校、暴力のデータにおいて、「目立った改善はみられず」とし、40人学級に戻すべきとの主張を展開しています。試算では教職員4,000人を減らすことができ、人件費約86億円の削減が可能としています。この財務省の方針に対して、市長の率直な見解と今後の取組について伺います。

◎答弁（市長）

去る10月、財務省が財政制度等審議会において、明確な教育効果が見られないとして、公立小学校1年生の35人学級を従来の40人学級に戻すなど、教員定数の削減を文部科学省に求める案を提示したと伺っております。

新聞情報等によりますと、35人学級の見直し案は、文部科学省が実現を求めている幼児教育の無償化に必要な財源の確保に絡んで、財務省が文部科学省をけん制したものとされており、下村文部科学大臣は、「財源論だけでこの国を誤るようなことをしてはならない。教員の多忙感はほぼ限界で、学校現場の教育環境悪化にもつながっている」と発言しているとも伺っております。

本市におきましては、国に先駆ける形で小学校1年生の35人学級を導入し、現在は小学校1年生及び2年生の全学級、並びに小学校3年生以上におきましては、各学校が実情に応じて少人数学級または少人数指導を実施しており、「教員が子ども一人ひとりの学習状況を把握しやすい」など、一定の効果があがっているとの報告を受けているところでございます。

多様な子どもたちの学習や生活の状況に対して、よりきめの細やかな指導を図る上では、教職員定数の改善が不可欠でもありますので、国におきましては、子どもたちの将来をしっかりと見据えながら、教育環境の整備を進めていただきたいと考えております。

本市におきましては、引き続き、国に対して教職員定数の改善を要請してまいりますとともに、国の動向を注視しつつ、各学校においてはその実情に応じながら、きめ細やかな指導体制の充実を図ることが必要であると考えております。

◆ いじめの認知件数の推移等について

◎質問

- ・「小学校でいじめ過去最多11万件」との報道がありました。本市でのいじめの認知件数の推移について伺います。
- ・小学生100人あたり約1.78件、56人につき1件のいじめが1年間で認知された事になりますが、本市での認知件数の頻度と今後の取組について伺います。

◎答弁

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、本市の小学校のいじめの認知件数は、平成23年度が130件、平成24年度が353件、平成25年度が453件でございました。

また、100人あたりの認知件数は、平成23年度は0.18件、平成24年度は0.5件、平成25年度は0.64件でございました。

現在、各学校におきましては、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づいて策定した「学校いじめ防止基本方針」の運用により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めているところでございます。

さらに、本市の基本方針の内容を踏まえて改訂したリーフレット「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてⅦ～いじめ問題の理解と対応～〈総集編・改訂版〉」を作成し、全教職員

に配付するなど、今後もよりきめ細やかな対応を図ってまいりたいと存じます。

◆ 特別支援教育について

◎質問

- ・挿管などの必要な子どもたちは、特別支援学校への通学スクールバスが使用できないと伺っておりますが、どのような理由で乗車ができないのか伺います。また、そうした子ども達への対応を伺います。
- ・教育機会均等の立場からも速やかな改善が必要ですが取組を伺います。併せて、保護者への負担軽減策について見解と今後の取組を伺います。
- ・先の議会で、医療的ケア人材の補完として本市教職員への研修を提案しましたが、進捗状況について伺います。

◎答弁

はじめに、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒のスクールバスの利用ができない理由についてでございますが、走行中に医療的ケアを実施することは危険性が高いことや、必要な医療的ケアを即時に実施することが難しい状況もあることによるものでございます。

次に、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒への対応についてでございますが、基本的には保護者による送迎をお願いしているところでございますが、障害者移動支援や福祉有償運送といった福祉サービスを利用している場合もあることを把握しております。

医療的ケアを必要とし、スクールバスによる登校が難しい児童生徒の教育の機会を確保すること、及び保護者を支援することは大変重要であると認識しておりますので、登校支援の在り方につきましては、他都市の動向を情報収集し、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、教職員への研修についてでございますが、平成 24 年 4 月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の研修を受けた特別支援学校の教員による、医師や看護師の連携の下での医療的ケアが実施可能となったところでございます。本市では、川崎南部地区の医療的ケア拠点校である田島支援学校において、今年度、4名の教員が、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」に定める所要の研修を受講しており、現在、学校に配置した看護師の指導を受け、実地研修を進めているところでございます。

◆ 警報発表時の学校の対応について

◎質問

- ・台風18号においては、気象庁の警報発表に伴い、市内の小・中・高等学校が臨時休業となりましたが、保護者・児童・生徒への連絡や関係局との連携についてお答えください。

◎答弁

川崎市立学校につきましては、午前6時の時点で、神奈川県内に「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、当日を臨時休業としております。ただし、高等学校定時制課程、及び西中原中学校夜間学級につきましては、午後2時の時点での判断としております。この内容につきましては、年度初めに校長から各家庭に対して、文書で周知しております。

本年 10 月の台風 18 号につきましては、授業日の午前6時以降に、暴風警報等が発表される事態も考えられたため、児童生徒の安全を第一に考え、前日の日曜日に教育委員会が臨時休業の判断をしたものでございます。

保護者への連絡方法につきましては、学校からメール配信や電話連絡を行うとともに、教育委員会からも情報配信システムに登録されている保護者へ臨時休業の連絡を行ったところでござい

ます。

また、関係局との連携につきましては、保護者へ配信したメールと同様のものを総務局、及びこども本部に情報提供いたしました。

今後も児童生徒の登下校等の安全確保を最優先に考え、関係局との連携を進めてまいりたいと存じます。

◆ 中学校給食について

◎質問

- 債務負担行為補正の「中学校給食施設整備事業費」356億4,850万1千円の内訳について伺います。
- 平成26年度から平成43年度の期間の支出予定としておりますが、年度ごとの執行予定額を伺います。
- 仙台市では、9,000m²、10,000食のセンター整備をPFI方式で行いました。当初の施設整備に1箇所28億円で、運用・維持管理費に毎年約6億円で運営されております。本市での事業費構築の参考にすべきですが、概算額との乖離と今後の取組について見解を伺います。
- 更新時には少子化も想定されます。将来的に余力での配食サービスなどへの進出についての見解を伺います。
- 試行を行うとの議会答弁でしたが、スケジュールと実施方法を伺います。
- 喫食数の精算方法はどのように見解を伺います。
- 残渣の利用について教育的観点からの取組を伺います。
- 栄養士の配置について、仙台市では市単独の加配を行っていましたが、本市での取組を伺います。
- アレルギー対応について、代替食か除去食または弁当持参などが考えられますが、見解を伺います。

◎答弁

はじめに、債務負担行為補正に係る限度額の内訳につきましては、施設整備費として約113億円、維持管理運営費として約243億円を計上しているところでございます。

次に、年度ごとの執行予定額の内訳につきましては、事業者公募等を行う平成26年度及び設計・工事に着手する平成27年度は、執行の伴わない債務負担行為を設定し、施設の引渡しが行われる平成28年度には施設整備のサービス購入費として約22億円、維持・管理・運営のサービス購入費として約5億円、平成29年度以降については、施設整備のサービス購入費として約6億円、維持・管理・運営のサービス購入費として約16億円をそれぞれ毎年計上しているところでございます。

次に、仙台市給食センターとの整備事業費の差異につきましては、敷地狭隘に伴う整備費の割り増しや、炊飯設備の導入に伴う面積・設備の増加、近年の建設需要逼迫に伴う資材・労務単価の高騰等の要素によるものと考えておりますが、事業費につきましては、財源等も含めて精査を図り、適切な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、生徒数減少等により、学校給食センターの調理能力に余力が生じた場合の活用についてでございますが、学校給食施設は、国の「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」に則った運用が求められ、学校給食以外の事業展開につきましては、学校給食とラインを完全に壁等で分離し、食中毒リスクの軽減を図るなど、新たな施設・設備の整備が必要となるものと考えております。将来的な学校給食センターの在り方につきましては、生徒数の推計、各調理施設の稼働状況、本市の財政状況等も勘案し、必要に応じ、検討してまいりたいと考えております。

次に、試行実施についてでございますが、中学校完全給食の実施に係る課題を把握し、検証することにより、全校へのより円滑な導入に資するものと考えておりますので、今後、施設整備全体のスケジュールを踏まえながら、試行スケジュールや実施方法等について、関係部署や学校関係者等と検討してまいりたいと考えております。

次に、配膳室の整備についてでございますが、今年度につきましては、15校の配膳室等の整備に係る設計に着手し、次年度以降につきましても、順次、設計、工事を進めていく予定でございます。また、具体的な配膳室や施設の整備内容につきましては、教育活動に支障が生じないような配慮も含め、学校と十分に協議・調整を図りながら、検討を進めてまいります。

次に、提供給食数の変更に伴う契約のあり方についてでございますが、学校給食センターの整備につきましては、生徒数の推計ピーク時における給食の提供が、安全・安心・迅速・確実にできる施設・設備を確保するものとしております。PFI事業者との契約につきましては、提供給食数の変動も踏まえ、また、他都市の事例等も参酌しながら、適切かつ効率的な契約方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、給食残さの利用についてでございますが、各給食調理施設から排出される残さの減量リサイクルについては、環境教育の観点からも大変重要でございますので、関係局とも連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中学校完全給食実施における学校栄養職員等の配置のあり方につきましては、「川崎市立中学校給食の基本方針」における「食育の充実」の観点を踏まえ、今後、中学校完全給食の実施までの間に検討いたします。

次に、学校給食における食物アレルギーを有する生徒への対応についてでございますが、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患）」により、医師の診断をもとに、使用する食材の原材料等の詳細な情報を提供し、アレルギー物質を含む食品に関する表示が義務づけられている特定原材料7品目の除去等に努めてまいります。これらの対応食の提供にあたりましては、専用容器を使用し、学校名、学年、クラス名及び生徒名、献立名、除去食品名、日付をシール等で明示し、各学校の指定場所へ配送するなどの対応を考えているところでございます。さらに、除去食の提供に際しましては、誤って配送することがないように、十分注意するとともに、食物アレルギーを有する生徒の保護者や学級担任をはじめとした関係教職員、給食センターの栄養士、調理師等との連携が図れる体制作りも必要なことから、今後、対応マニュアル等の作成について取り組んでまいります。

なお、給食での対応が困難な場合には、家庭からのお弁当を持参していただくなど、個別に配慮してまいりたいと考えております。

◆ 中学校給食について

◎質問

- ・中学校給食施設整備事業費の債務負担の限度額が356億5000万円とされています。センター方式にかかわる施設整備分と維持管理運営分それぞれの金額と、その金額の積上げに至る構成内容について、詳細に伺います。
- ・事業期間について、当初は30年間として試算されていましたが、今回15年間とした理由について伺います。
- ・自校方式および合築方式で実施する事業費用の試算額について、施設整備費等、維持管理運営費それぞれについて伺います。また、15年間に見込まれる中学校完全給食実施に関わる事業費の合計額について伺います。
- ・今回の債務負担額がPFI事業費15年分の総額と理解していますが、この負担額の見直しはあるのか。また、その場合に想定される要因はについて伺います。
- ・PFI方式のうち、BTO方式を選択した理由について伺います。
- ・他都市の例などをみると、本市と同様の事業規模での予定価格と落札価格にかなり隔たりがあると仄聞します。この価格差について、本市としての一般的な認識を伺います。
- ・事業体となる「特別目的会社」SPCは、大手ゼネコンと料理事業会社が中核となるため、事業に参入する事業体の寡占化が指摘されているところです。入札に参加するSPCサイドの「ブレゼンテーションありき」で事業内容、サービス内容が事実上決定、制約されてしまう懸念はないのか、本市の見解を伺っておきます。
- ・関連して、はるひ野小中学校の運用の経験から、PFI事業をおこなう上での参考とするべき課題、テーマがあれば伺います。
- ・「整備等偉業実施方針」の落札者決定基準において、審査項目の「その他」として、「地域経済の活性化等」とありますが、内容について具体的に伺います。

◎答弁

はじめに、債務負担行為補正に係る限度額の内訳についてでございますが、施設整備費として約113億円、維持管理運営費として約243億円を計上しているところでございます。また、年度ごとの執行予定額の内訳につきましては、事業者公募等を行う平成26年度、及び設計・工事に着手する平成27年度は、執行の伴わない債務負担行為を設定し、施設の引渡しが行われる平成28年度には施設整備のサービス購入費として約22億円、維持・管理・運営のサービス購入費として約5億円、平成29年度以降については、施設整備のサービス購入費として約6億円、維持・管理・運営のサービス購入費として約16億円をそれぞれ毎年計上しているところでございます。

次に、各学校給食センターの整備等事業の事業期間につきましては、機械設備等の耐用年数やPFI事業の他都市の先行事例等を踏まえ、15年としたところでございますが、「川崎市立中学校完全給食実施方針」においてお示した試算につきましては、事業手法を長期的な視点で比較検討するため、施設の耐用年数等を考慮し、事業期間を30年と条件設定したものでございます。

次に、自校方式及び合築方式の事業費用の試算額についてでございますが、実施方針でお示した実施手法ごとの事業費用の試算は、自校方式、親子方式、センター方式、民設民営方式について、それぞれ単一の方式により実施したと仮定した場合の施設整備費と、事業期間30年間の維持管理運営費を試算したものでございます。

自校方式により食数に応じた標準的な学校給食調理場を50校整備した場合の試算値につきましては、施設整備費等 約150億円、30年間の維持管理・運営費 約610億円、合計 約760億円と試算したところでございますが、これらを2校、15年ベースで置き換えて単純に算出いたしますと、自校方式による事業費用は、施設整備費等 約6億円、15年間の維持管理・運営費 約12

億2千万円、合計約18億2千万円となるところでございます。

なお、合築校につきましては、小学校の調理室を活用する想定でございましたので、試算額は算出しておりませんが、仮に、子母口小学校の平成25年度及び平成26年度の2年間の給食調理業務の委託に係る契約金額約6千万円を、契約食数1,100食及び2年で除して、同小学校の年間1食単価を算出し、東橘中学校の年間想定食数約1,000食を15年ベースにより乗じて試算すると、同中学校の給食調理業務委託費は、約4億1千万円となるところでございます。はるひ野中学校分につきましては、はるひ野小学校給食業務費に係る契約の変更が必要となりますので、特別目的会社SPCと今後協議していくこととしており、これら合築校に係る実行ベースでの施設整備費等につきましては、今後、設計等のなかで、学校とも調整しながら精査してまいります。

また、15年間に見込まれる中学校完全給食実施に関わる事業費の合計額につきましては、現在、平成27年度予算編成に向けて関係局と調整しているところでございます。

次に、債務負担行為限度額についてでございますが、物価変動や税制度の変更等に伴い、限度額の見直しが必要となる場合があるものと想定しております。

次に、BTO方式の採用についてでございますが、施設整備に当たり国からの交付金の活用が可能であることや財政負担の平準化が図れること、更に、運営期間中も施設が市の所有物であるため、施設・設備面に対し市の関与が容易であること等から、BTO方式を採用することが最適と判断したところでございます。

次に、予定価格及び落札価格の価格差についてでございますが、本事業は、総合評価一般競争入札による事業者選定を予定しておりますが、一般的に、落札者決定基準における提案内容と価格の配点において、入札価格に関する配点が高い場合には、この価格差が大きくなることもあるものと認識しております。

次に、給食センターの事業内容についてでございますが、事業者の選定に当たりましては、要求水準書において必要なサービスの水準等を定めるとともに、落札者決定基準に基づき適正な審査を行うことにより、サービス内容の確保を行ってまいりたいと考えております。

次に、はるひ野小中学校のPFI事業についてでございますが、当該事業契約におきましては、提供給食数の増加等に伴う変更契約について、毎年議会での議決をいただいていたところでございます。各学校給食センターの整備等事業に係るPFI事業者との契約につきましては、提供給食数の変動も踏まえ、また、他都市の事例等も参照しながら、適切かつ効率的な契約方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、地域経済の活性化等についてでございますが、本事業は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用を受ける、いわゆる「WTO案件」になる見込みでございますので、その場合、「入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない」とものとされております。そのため、入札資格において制限を加えることは難しい状況でございますが、地域経済の活性化は重要であると考えておりますので、具体的な配慮については、今後、公募に向けて検討してまいりたいと考えております。

◎再質問

- ・先ほどの答弁では15年間の総事業費を合計すると約378億円とのことでありました。先に示された30年間のシュミュレートでは、総事業費約640億円と試算されておりましたので割高感が否めません。当初の試算額との対比についての認識を伺います。
- ・PFI事業実施後。「特別目的会社」SPCに対する本市のモニタリングのあり方が課題と認識しています。本市独自の評価基準をどのように考えているのか、さらに市職員の知見、ノウハウをどのように蓄積していくのか、それぞれ伺います。

◎答 弁

はじめに、試算額についてでございますが、本年10月に策定いたしました「川崎市立中学校完

全給食実施方針」におきまして、「給食提供方法ごとの事業費用の試算」として、センター方式の30年間の事業費用を約640億円とお示しいたしましたが、この試算額は、あらゆる整備手法につきまして、早期実施可能で効率的な手法の決定に向けた比較・検討をするために、一定の条件の下でシミュレーションをした試算値でございます。実際に要する費用とは異なるものでございます。

従いまして、先程御答弁いたしました想定事業費とは算定条件が異なるため、単純に比較はできないものと考えておりますが、今回計上させていただいた、給食センターの事業費における債務負担行為補正限度額につきましては、実際の事業条件に基づいて、給食センター3箇所の事業費を適切に積算したところでございます。

なお、自校方式及び合築方式の所要額につきましては、平成27年度予算編成に向けて、今後精査を行ってまいりたいと考えております。

次に、モニタリングについてでございますが、PFI事業の実施に当たりましては、本市の給食センターの立地条件等を勘案し、事業者が事業契約書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に定められた水準が達成されていることを確認することが重要であると考えております。そのため、履行状況の把握やデータ・サンプルの収集を行うことにより、適切にモニタリングを実施するとともに、仮に、要求水準を満たさないことが確認された場合は、速やかな改善措置を指導し、改善結果の評価等を行ってまいりたいと考えております。

また、PFI事業は、事業期間が長期にわたるものでございますので、これまでの本市PFI事業の実施事例の蓄積を活かすとともに、モニタリングを担当する職員の業務知識修得等の更なる研鑽を行っていくことが重要であると考えております。

◆ 学校司書について

◎質問

- ・先の議会で「学校図書館に常に人がいる環境づくりを検討している」との答弁をいただきましたが、次期かわさき教育プランでどのように具体的に表されるのか伺います。目指す目標についても伺います。
- ・現在、学校図書館コーディネーターは5年間で「雇止め」となっておりますが、その「業務の専門性」の観点から見直すことはできないのか伺います。

◎答弁

はじめに、次期教育プランにつきましては、関係局と調整を図りながら、学校図書館に常に人がいる環境づくりに向けて、学校司書等の適正配置を位置づけてまいりたいと考えております。

次に、目指す目標につきましては、学校図書館に常に人がいる環境は、子どもたちの読書活動の活性化につながるものと考えておりますので、すべての学校図書館の読書環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、学校図書館コーディネーターの任用期間につきましては、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則に基づき、原則として4回に限り更新することが可能となっておりますが、引き続き経験者のノウハウを、「読書のまち かわさき」事業の発展に生かしていく必要性については十分に理解しているところでございます。

非常勤職員の任用等に係る取扱いにつきましては、社会状況の変化などを注視しながら、関係局と連携の上、調査研究を進めてまいりたいと存じます。

◆ 特別支援教育について

◎質問

- ・特別支援教育を進めるにあたってインクルーシブ教育の役割について伺います。
- ・かわさき教育プランにおける特別支援教育の位置づけについても伺います。
- ・特別支援教育を推進する教員の専門性向上についてどのように取り組むのか伺います。
- ・子どもたちの障害が重度化・多様化している状況の中で、対応強化策について伺います。
- ・高等特別支援学校の整備が検討されていると仄聞します。今後の方向性について伺います。その際、学校内に設置が予定されております聾学校の教育環境の水準を保持することが必要ですが、聾学校との関係について伺います。
- ・平成24年度から児童支援コーディネーターとして、機能が拡充され専任化も拡大されてきました。成果が現れるとともにインクルーシブ教育を推進する上で重要な役割を果たしています。配置の今後の方向性を伺います。

◎答弁

はじめに、インクルーシブ教育システムの構築についてでございますが、平成24年に中央教育審議会から報告された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであるとされているところでございます。

本市におきましても、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行う特別支援教育のさらなる充実を図ることで、インクルーシブ教育システムの構築を促進する必要があると考えているところでございます。本市では、インクルーシブ教育システムに基づき、障害の有無にかかわらず、不登校やいじめ等の様々な教育的ニーズのある子どもにまで対象を広げた支援教育を推進し、すべての子どもが違いを認め、助け合い、支え合って生きる力を身につけることをめざしてまいります。

次に、次期かわさき教育プランにおける特別支援教育の位置づけについてでございますが、「かわさき教育プラン第1期実施計画」の8つの政策の柱の1つである「基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」の中心的な施策として、位置づけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、教員の専門性の向上についてでございますが、これまでも、特別支援学校、特別支援学級等の教員につきましては、研修の体系化と内容の精選や、特別支援学校区分による教員の採用等に取り組んできたところでございます。今後も、特別支援学校免許状取得の促進等、専門性の向上に向けた取組を充実させてまいりたいと考えているところでございます。

次に、子どもたちへの対応についてでございますが、階段昇降機の配置、エレベーターの設置等を含め、環境整備を進めていくことに加え、関係機関の作業療法士、理学療法士等の専門職との連携による学校支援、学識経験者の学校への派遣、多様化に即した研修の充実等を推進し、より安全・安心で専門的な教育が行える環境を整えてまいりたいと考えているところでございます。

次に、高等特別支援学校についてでございますが、本年3月の「川崎市特別支援教育推進検討委員会報告」におきまして、「障害の比較的軽度の生徒に対して、社会自立を促進するために、聾学校内に設置した養護学校分教室を就労に向けた教育を推進する高等特別支援学校へ再編整備する必要がある。」とのご意見をいただいているところでございます。今後の方向性につきましては、現在、策定に向けて取り組んでおります第2期特別支援教育推進計画において検討しているところでございます。

次に、聾学校の教育環境についてでございますが、これまでも、聴覚障害教育の専門性向上のための施設整備を行ってまいりましたが、今後も、本市の聴覚障害教育の拠点校としての充実に取り組むとともに、中央支援学校高等部分教室と施設の共用や効果的活用を工夫しながら、相互

の教育活動の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、児童支援コーディネーターの今後の方向性についてでございますが、児童支援コーディネーターの専任化により、課題の早期発見、早期対応が可能になったことで、学校が把握した支援が必要な児童の約8割に改善傾向が見られたとの報告も受けているところでございます。また、保護者からは、担任以外にも相談の窓口が増えたことに対して「いつでも相談できる」「学年が変わっても継続して相談ができる」といった評価もいただいているところでございますので、今後も専任化に向けた取組を一層進めてまいりたいと存じます。

■ 代表質問（12月5日）共産党 ■

◆ 少人数学級について

◎質問

- ・財務省が、国の財政難を理由に「少人数学級は効果が上がらない」として、小学校1年生の少人数学級を40人学級に戻したいと言明しました。今回の財務省の発言をどう思うか、教育長に伺います。
- ・今まで、教育委員会として、少人数学級の拡充を国に要望してきました。今後の要請行動について伺います。
- ・その気になって知恵をだせば、小学校3年生の少人数学級の実現は可能です。川崎市独自の小学校3年生への拡充について伺います。

◎答弁

本年10月、「いじめや不登校などで目立った改善が見られない」として、財務省が公立小学校の1年生で導入されている「35人学級」を「40人学級」に戻すよう求める方針を示しましたが、文部科学省をはじめ、多くの教育関係者から反論があったと伺っております。

本市におきましては、国に先駆ける形で小学校1年生の35人学級を導入し、現在は小学校1年生及び2年生の全学級、並びに小学校3年生以上におきましては、各学校が実情に応じて、少人数学級または少人数指導を実施しております。各学校におきまして、小学校1・2年生の35人学級は既に定着しており、基本的生活習慣の確立や望ましい学級集団づくりなどの面において、一定の効果が認められているところでございます。

個に応じたきめ細やかな指導の充実を図るためには、教職員定数の改善が不可欠であり、「指定都市教育委員・教育長協議会」等を通じて国に対して要請を行っているところでございます。本年8月には文部科学省が、教育の質的向上を目的に「新たな定数改善計画」を公表しておりますので、この計画が着実に遂行されますよう、引き続き要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、小学校3年生の少人数学級についてでございますが、今年度、市立小学校全113校の中で、3年生の1学級あたりの児童数が35人を超えている40校のうち、学校判断で少人数学級を導入している学校は20校でございます。

学校によりましては、3年生以外の学年で少人数学級を実施したり、少人数指導やチーム・ティーチング等により、児童の習熟度に応じた指導方法や特別な教育的ニーズへの対応を優先している学校もございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、国の動向を注視しつつ、各学校の実情を的確に捉え、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、各学校がその実情に応じて、きめ細やかな指導が行えるよう、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

◆ 中学校給食について

◎質問

- ・PFI方式は、特定の事業者が長期にわたって大きな便宜を与え、特定事業者との取引関係の長期化によるリスクが以前から指摘されています。PFI事業者の利益優先によるサービス水準の低下や経費削減のための労働条件の悪化などの問題点も指摘されています。指摘されているような問題点についての見解を伺います。
- ・PFI事業の実施件数は伸び悩み、その背景に「地元企業の受注機会を失わせる」との影響あるといわれています。このPFI方式で地元事業者がどのくらい参入できるのか伺います。
- ・民間活力を最大限活かすためにPFI方式で実施すると市長は言われますが、市内の民間事業者の活力をもたらすものになるのでしょうか、市長に伺います。

- ・自校調理方式の2校については、地元事業者の設計、地元建設会社への発注になると思いますが、運営まで含めてお答えください。
- ・文部科学省の配置基準でいくと、栄養士はセンターそれぞれに3名ずつの配置となると思いますが、その数の配置なのか、この栄養士は受託した企業に配属する栄養士なののでしょうか、だとしたら学校現場には指導を含めて行くことはできないのではないのでしょうか、アレルギー対応の調理をする栄養士が別建てになると思いますが、何人ずつ配置されるのでしょうか、伺います。さらに食育の充実ということからみて、各中学校に配置される栄養士はどうなるのか伺います。

◎答 弁 (市長)

中学校完全給食の実施に向け、これまで、全庁的な推進体制を構築する中学校給食推進会議において、民間活力を活かしたあらゆる手法を比較検討し、安全・安心で温かい給食を提供できるよう、スピード感を持って取り組んできたところでございます。

その結果、中学校完全給食の実施に係る事業手法につきましては、民設民営方式については、市によるモニタリング機能が働きづらいこと等の課題があることから、本市の中学校完全給食の実施手法としては、困難であると判断したところでございます。

また、学校給食センターの整備に当たり実施した事業手法検討調査では、公設民営方式とPFI方式の比較・検討を行ったところ、業務を包括化した性能発注により民間ノウハウの活用やサービスの向上・費用削減が期待できること、民間資金の活用により財政負担の平準化が図れ、施設整備に当たり国からの交付金の適用が可能であること、運営期間中も施設が市の所有物となるため、施設・設備面に対しても市の関与が容易なこと等から、民間活力を活かした効率的な手法として、PFI・BTO方式を事業スキームとして実施することが、本市にとって最適と判断したところでございます。

◎答 弁

はじめに、PFI事業における取引関係の長期化、サービス水準の低下等についてでございますが、本市における各学校給食センターの整備等事業に係る各業務につきましては、事業契約書等に基づき、適正かつ確実なサービス提供が行われているか確認するため、モニタリングを確実に実施することにより、本市の要求水準を維持してまいりたいと考えております。

次に、PFI事業における市内事業者の受注等についてでございますが、本事業は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用を受ける見込みでございますので、入札参加資格において市内事業者に限定する旨の制限を加えることは難しい状況でございますが、地域経済の活性化は重要であると考えておりますので、具体的な配慮については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、自校調理方式となる犬蔵中学校及び中野島中学校についてでございますが、調理場の整備、運営につきましては、公設民営方式により検討を進めているところでございます。

次に、栄養教諭を含む学校栄養職員等についてでございますが、学校栄養職員等の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、県教育委員会の定めた基準により算定されるものでございます。中学校完全給食実施に伴う食育指導や給食管理等のあり方を踏まえた教職員の役割、学校栄養職員等の具体的な配置につきましては、実施までの間に検討してまいります。

◎再質問

- ・中学校給食はその準備を含めて川崎市の一大事業ですから地域経済の振興、市内業者の仕事起こしにつながるよう最大限の努力、工夫をするべきです。一体これで、今重要な課題になっている川崎市の地域経済を考えての最適な判断と言えるのか、市長に伺います。
- ・教育長は、「地元事業者への具体的な配慮については、今後検討していく」と答弁されましたが、

具体的な配慮とはどういうものか、伺います。

◎答 弁（市長）

中学校完全給食の実施に係る事業手法につきましては、多くの保護者が早期の実施を希望されていることから、民間活力を活かしたあらゆる手法を比較検討し、安全・安心で温かく美味しい給食を、早期に全校で提供できる効率的かつ現実的な手法を検討してきたところでございます。その結果、自校方式が可能な2校、及び小中合築校の2校を除く全ての中学校については、3箇所为学校給食センターをPFI方式により整備し実施することが、本市にとって最適であると総合的に判断したものでございます。

地域経済の活性化につきましては、重要と考えておりますので、その可能性については検討してまいりたいと考えております。

◎答 弁

PFI事業における地域経済活性化への具体的な配慮につきましては、入札参加資格において市内事業者に限定する旨の制限を加えることは難しい状況にございますが、地域経済活性化は重要であると考えておりますので、事業者選定の審査基準等における具体的な配慮の可能性について、今後、入札公告までの間に検討してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（12月5日）新しい川崎の会 ■

◆ 中学校給食について

◎質問

- ・本市の考える中学校給食のあるべき姿、そしてこの時代を実現する意義、また、後発自治体だからこそそのメリットを活かした本市ならではの實現手法について、市長に伺います。

◎答弁（市長）

中学校完全給食につきましては、子育て世代の働き方の多様化などにより、子育て環境の整備の視点におきましても、大きな効果があると考えておりますが、心身ともに成長期にある中学生にとりまして、栄養バランスに配慮された給食は、心身の望ましい発達や健康管理の面からも、大きな意義があると考えております。

また、食育の観点からも、給食を実施することは、食育を進める上での生きた教材として、中学校で食育をさらに推進するきっかけとなり、自分自身の食生活を管理する能力の大切さを学び、健全な食生活を身に付けることに繋がるものと考えております。

「中学校完全給食」の導入に向けましては、保護者の皆様から大きな期待が寄せられているところでございますが、区民車座集会やパブリックコメント等におきましても、市民の皆様から多くの御意見を伺ってきたところでございます。

また、私自身も他都市の先行事例の視察を行い、本市において中学校完全給食を始める上での、数多くのヒントをいただいたことから、民間活力を活かした効果的、効率的な手法の検討など、スピード感を持って進めることができたと考えております。

本年10月には「川崎市立中学校完全給食実施方針」を取りまとめたところでございますが、引き続き、安全・安心で温かく、美味しい、そして何よりも実施して良かったと市民の皆様にも思っただけの「中学校完全給食」を目指して取り組んでまいります。

◆ 習熟度別指導について

◎質問

- ・今年度からモデル実施されている習熟度別授業に対する子どもと保護者の感想、モデル実施によって見えきた課題、それらを踏まえた来年度以降の計画などについて、お聞きします。

◎答弁

「授業がわかる」子どもたちを増やし、一人ひとりに確かな学力を育成することをめざし、平成26年度は、小学校、中学校の各2校で「きめ細やかな指導・学び研究推進校」として、習熟の程度に応じた指導の在り方等、少人数指導の効果的な取組について、研究を進めているところでございます。

習熟の程度に応じた指導といたしましては、算数・数学において、子どもたちの学習状況に応じて3段階のグループ編成を行って学習を進める方法や、理解に時間を要する子どもたちに対して、基礎的・基本的な内容を重視した学習を進める方法、1つの教室に2人以上の教員が指導にあたり、理解が不十分な子どもたちへの支援にあたる方法、1クラスを出席番号等で2つのグループに分け、一人ひとりの学習進度に応じた課題を行う学習方法など効果的な指導の在り方について研究を進めております。

研究推進校における成果や課題は、今年度中に報告書にまとめ、各学校に発信してまいります。習熟の程度に応じた指導についての子どもたちの感想としては、「授業がわかりやすくなった」「自分の意見を言いやすくなった」「難しい問題に取り組むことができてよかった」など、肯定的な声が数多く聞かれているところでございます。また、学校評価等の機会を通じて、保護者のご意見を参考にして今後の研究に反映させていくことが計画されております。

課題といたしましては、学習進度の調整や、子ども一人ひとりの能力や適性に合った教材の選定等があり、今後も検討を行っていく必要があると考えております。

来年度の取組につきましては、今年度の研究成果を踏まえ、習熟の程度に応じた指導のより効果的な取組について、さらに研究を進めるとともに、習熟の程度に応じた指導に関する手引書を作成し、各学校での取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

◆ 主権者教育について

◎質問

- 主権者教育に関しては、教育長より、身近で具体的な事例について生徒が様々な立場から議論し合い、考え、判断し、主体的に社会に参画することができるような意欲と態度を身につけさせる事が大切であるとの旨のお考えが平成23年第3回定例会にて表明されておりましたが、本市におけるその後のシチズンシップ教育ないし主権者教育の現状についてお聞かせください。
- 諸外国の例等からは、単なる知識や仕組みといった情報のインプットには留まらない、能動的な意思決定や行動といったことこそが重要になってくるものと思われまます。この点も踏まえながら教育長に見解を伺います。

◎答弁

はじめに、本市における主権者教育の現状といたしましては、学習指導要領に基づき、小学校では6年生の社会科の「政治にかかわる学習」において、中学校では社会科の公民的分野「私たちと政治」において、高等学校では公民科「現代社会」において、学習目標にあわせて学習を行っております。また、選挙管理委員会とも連携しながら、中学校では、実際の選挙で使用する投票箱などを利用した生徒会選挙を実施したり、高等学校では、「ハイスクール出前授業」などを行っております。

主権者教育においては、将来主体的に政治に参加し、社会に参画する意欲と態度を育むことが重要であると捉えております。社会科の授業では、知識を習得するだけでなく、18歳からの選挙権について情報を収集して論文を作成したり、他国の選挙制度と日本の選挙制度の違いを調べて議論したりしながら自己の考えを深めていくなど、様々な学習に取り組んでいるところでございます。

次に、実際の選挙を題材とした模擬投票等を行うプログラムを実施することは、主権者教育のねらいに沿った学習であると認識しております。このような学習を進めるにあたりましては、「政治的中立性の確保」「秘密の保持」「個人の思想や信条の尊重」など十分配慮することが重要でございますので、選挙管理委員会と連携し、「公職選挙法に沿ったルールづくり」などを進めるとともに、主権者教育のプログラムづくりについて今後研究してまいりたいと考えております。

◆ 夜間の校庭開放について

◎質問①

・私がおこなった平成24年度予算審査特別委員会での質疑以降の経過と取組について伺います。

◎答弁

現在、開放を実施していない12月21日から3月31日までの冬期の期間につきましては、高津区の久本小学校において、今年の1月から3月の期間、試験的に冬期開放を実施いたしました。

当初、冬期については雪や霜の影響から、夜間に校庭を利用するとグラウンドが荒れ、翌日の授業に差し支えることなどの懸念がございましたが、久本小学校の場合は、利用団体への指導が徹底され、特に問題はございませんでした。

また、利用者については3カ月で14回、222人の利用がございました。

現在、この試験実施の結果を受け、今年度の学校施設有効活用あり方検討委員会において、夜間校庭開放の冬期の開放に向けて、管理運営体制や利用団体へのマナーの周知徹底など、解決すべき課題について検討を進めているところでございます。

◎質問②

- ・他政令指定都市の夜間の校庭解放の状況について伺います。
- ・特に年間を通した使用期間の制限と対象年齢の制限の有無とその内容を伺います。

◎答弁

川崎市を含む20の政令指定都市全てで開放を実施しております。そのうち、通年で開放をしているところが13都市、春から秋の期間のみ開放をしているところが7都市でございます。

使用期間の制限について特に地域的な偏りはございませんが、制限をしている都市につきましては、本市と同じようにグラウンドのコンディションや学校行事、照明設備のメンテナンス等のため、と伺っております。

また、利用団体の条件として社会人のみと規定しておりますのは20都市中、本市と新潟市のみでございます。新潟市につきましては、社会人の利用を受け付けた後で空きがあれば青少年団体の利用も許可しているとのことでございます。

◎質問③

- ・本市においても対象を社会人に限定せず、これまでの夜間の校庭開放の実施背景から優先順位は付けるにせよ、対象範囲を拡大していくべきと考えます。夜間の体育館使用団体については、制限が設けられていないことを踏まえれば校庭についても同じ運用をしなければ整合性が取れません。こういった点を考慮して、対象範囲の拡大について再度、見解を伺います。

◎答弁

学校施設有効活用あり方検討委員会におきましては、未成年者に対する就寝時間への配慮、活動中や行き帰りの安全確保等について、ご意見をいただいておりますことから、施設開放事業全体で一定のルール化を図るなど、制限を緩和していけるよう検討を進めているところでございます。

◎質問④

- ・仮に7区の各施設を冬季も開放した場合に掛かる経費と拡大するコマ数並びに時間数を伺います。

◎答 弁

夜間校庭開放に係る開放指導員2名の謝礼のみを計上いたしますと、7区分で約72万円の経費が必要であると考えております。

また、コマ数並びに時間数につきましては、単純に12月21日から3月31日までの年末年始と日曜日を除く今年度の日数で考えますと、1校あたり80コマございます。学校行事やグラウンドのコンディションにより使える日数を8割程度と想定いたしますと、65コマ程度、平均時間数にして約162時間となり、7区分で455コマ、時間数にして1,134時間ほどになると考えております。

■ 一般質問 民主党 木庭議員（12月18日） ■

◆ 防犯カメラの設置について

◎質 問①

- 本市の防犯カメラ設置状況を調べると、麻生区6校、多摩区6校、宮前区4校、幸区2校、川崎区1校の小学校13校、中学校5校、高校1校の計19校で設置されております。設置に至った経緯はさまざまあるようですが、高津区、中原区、特別支援学校には1校も設置されておられません。防犯カメラの設置基準について伺います。

◎答 弁

現在、学校に設置されております防犯カメラにつきましては、開校時から設置されている場合をはじめ、各学校が、それぞれの状況に応じて設置しております。

いずれの場合におきましても、防犯上の必要性や個人情報の取扱い、その他運用面の課題等を整理の上、個別に判断しているところでございますが、現時点において、高津区及び中原区の市立学校、また特別支援学校では、防犯カメラの設置による対策は、講じていない状況でございます。

◎質 問②

- 防犯カメラには、犯罪が起こった際の犯人検挙につながる機能、犯罪を未然に防ぐ抑止力としての効果が期待されると考えますが、学校は住宅地の真ん中にあることも多く、なかなか防犯カメラの設置を商店等他で期待ができない地域の補完にも繋がると考えられます。ガードマンを保護者負担で配備している学校もあれば、地域のシニアの方が中心となってパトロールを行っている学校もありますが、やはり「共通の効果」という意味で、各学校の校門に防犯カメラを設置すべきと考えます。しかしながら、学校職員によるモニター監視の義務付けは、すでに業務負担が増している学校の現状を考えると現実的ではなく、有事に対応できるよう録画機能を持つカメラを配置すべきと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁

防犯カメラにつきましては、設置されている学校では夜間や休日における学校への侵入や不法投棄などがなくなったとの声もあり、犯罪の抑止力の一つとして効果が期待できるものと認識しております。

現在、多くの学校では、児童生徒の安全確保につきまして、画像で訪問者が認識できるインターホンや電磁石錠を設置するなどして、訪問者の確認に努めております。

また、スクールガードリーダー、スクールサポーターをはじめ、保護者、PTA、地域の方々の御協力をいただきながら、人と人とのかかわりの中で子どもたちを見守ることにより、児童生徒の安全の確保に努めているところでございます。

犯罪の未然防止など児童生徒の安全を図ることは重要でございますので、防犯カメラ設置校や

他都市における運用状況等を参考にしながら、防犯カメラの設置について検討してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 民主党 露木議員（12月18日） ■

◆ ボランティアの取組推進について

◎質問

- ・本市には民間を含めて行政の関与するボランティア推進の取組が様々に行われています。現状について伺います。教育委員会からは、学校支援センター、生涯学習財団の生涯学習ボランティアについて、簡単な事業内容と登録者数、年間の活動実績、有償無償の別を伺います。

◎答弁

平成22年度より、7区すべてで活動しております区・学校支援センターでは、それぞれ4名の支援員が学校の要請に応じて協力者リストから適切な人材を紹介したり、地域から新たに発掘した教育人材をリストに加えたりして、個人・企業・団体あわせて200余りの協力者を紹介できる状況となっております。

昨年度の紹介実績といたしましては、児童生徒の個別サポート、体験活動への支援、学校環境の整備など、7区合計で延べ82校から151件の依頼を受け、延べ1,855人のボランティアを紹介しております。基本的に無償でご協力いただいております。

次に、生涯学習財団における生涯学習ボランティア派遣事業についてでございますが、小学校のパソコン授業をサポートするための小学校パソコンボランティア、小中学校での環境学習支援を行う環境学習ボランティア、生涯学習財団の主催事業において、夏休み子ども陶芸教室の指導を行う陶芸ボランティアなどがございます。

昨年度の登録者数と活動実績でございますが、小学校パソコンボランティアは登録者数30名、延べ派遣者数は486名、環境学習ボランティアは、登録者数29名、延べ派遣者数は88名、陶芸ボランティアは、登録制ではございませんが、延べ24名の方をお願いしております。

それぞれのボランティアには、1回の派遣につき、1,000円の謝礼をお支払いしているところでございます。

■ 一般質問 自民党 松原議員（12月18日） ■

◆ 学校敷地の飛び地について

◎質問①

- ・平成6年11月17日市立真福寺小学校へ学校用地を目的に寄付があった。寄付物件は、土地6308.61m²、寄付の経緯は相続が発生したためであり、かねてから市教育に関心を持たれており、土地の一部を近隣する真福寺小学校の学校園として体験学習等に利用して欲しいとの趣旨により寄付されたものでありますが、間違いありませんか伺います。

◎答弁

麻生区の真福寺小学校の学校園用地につきましては、平成6年に、自然環境豊かな土地を同小学校の教育活動に生かす趣旨で、寄付の申出を受け、受納したものでございます。

◎質問②

- ・学校園計画では、真福寺小学校専用の学校園として活用する、自然に触れさせる体験学習の場として自然を残した状態において整備を図る。安全対策として外柵等の設備、散策道の整備等

を今年度より順次行っていくとの計画でした。寄付後 20 年が経過していますが、これらの計画は実施できているのか伺います。

◎答 弁

御寄付いただいた真福寺小学校の学校園予定地につきましては、市の北西部に広がる丘陵地帯の面影を残し、自生する多くの樹木を利用して、将来的には、自分たちが住む地域の本来の姿を観察できるよう、できる限り自然に近い形で、学習活動に生かすことが望ましいと考えております。

一方で、当該用地には、その特徴である傾斜地を含むことなどから、児童が安全に活動するためには、一定の整備も必要な状況でございますので、現状といたしましては、適宜、樹木の伐採や倒木の撤去など、事故防止と環境保護の観点から維持管理に努めているところでございます。

◎質問③

・職務怠慢であると指摘せざるを得ません。教育委員会としてご寄付をいただいたご家族に対し、これまでの経緯と現状について報告すべきではないでしょうか、伺います。また、改めて新たな計画を策定するのか、今後の方向性について伺います。

◎答 弁

真福寺小学校の学校園用地につきましては、例年、樹木の伐採等の維持管理にあたり、ご親族から要望等を伺う機会もございまして、現状については一定のご理解をいただいているものと考えております。

学校園としての利用に関しましては、計画に基づき、できる限り児童の学習活動に資する方向で、取組を進めてまいりたいと存じますが、自生する樹木が数多くあるなど、残された貴重な自然でございますので、より広い観点から、その保護と活用の方法を検討する必要もあるものと考えております。

◎質問④

・教育的な土地利用価値等を勘案して取得の可否を検討した上で真福寺小学校の学校園用地を同小学校の教育活動に活かす趣旨で寄付を受け、受領したわけですから、これまでの同学校園用地の整備状況について、伺います。

◎答 弁

真福寺小学校の学校園用地の整備状況といたしましては、市域に残された貴重な緑地の保全について、取組を進めているところでございます。

◎質問⑤

・当初、寄付者が求めた点については何割程度達成ができていますか。

◎答 弁

これまで、当該用地を利用しての活動につきましては、具体的な学習活動としての活用実績は生じていない状況でございます。

◎質問⑥

・同学校園地の教育活動について、これまでの教育活動の内容及び実績について改めて伺います。

◎答 弁

只今もご答弁申し上げましたように、当該用地を利用しての活動につきましては、十分な活用実績が生じていない状況でございます。

◎質問⑦

- ・教育委員会や歴代の校長先生及び学校関係者は 20 年間塩漬けにしたことについて、どのように受けとめているのか伺います。

◎答 弁

教育委員会といたしましては、ご寄付の趣旨を踏まえ、児童の学習活動における活用について、これまでの間に検討の必要があったものと考えております。

今後は、残された自然を活かしながら、学校と一体となり、その活用の促進に向け取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎質問⑧

- ・保護と活用の方法を広い観点から検討するとのことですが、広い観点について説明を求めます。

◎答 弁

当該用地につきましては、取得当時に比べますと、宅地化が進む現在におきましては、残された大変貴重な自然環境であるというふうに認識をしている所でございます。したがって当初の計画に基づきまして、いわゆる「学校園」という概念のみにとらわれることなく、児童はもとより、地域の方々にとっても貴重な財産であるという認識が必要だというふうに考えておりますので、新たな活用方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

■ 一般質問 共産党 大庭議員（12月18日） ■

◆ 市立高校定時制における入学時納入金について

◎質問①

- ・5校の市立高校定時制の入学時納入金について、主な項目と各高校に収める金額について伺います。

◎答 弁

各学校の内訳項目に違いはございますが、納入金の主な内訳といたしましては、入学料や日本スポーツ振興センターへの共済掛金、生徒会入会金、教科書代などを含めまして、川崎高校は昼間部・夜間部ともに6万円、商業高校は6万9千円、川崎総合科学高校は7万8千円、橘高校は7万2千100円、高津高校は8万3千350円と、合格者にご案内しているところでございます。

◎質問②

- ・同じ公立高校にもかかわらず、入学時の納入金が2万円以上も違いがあることや、納入項目についてみると、同じ給食費でも4月～7月分が1万円や1万4千円、年間分2万5千円を納入するなど学校によって、支払い方、額に違いがあるようです。卒業準備金については、8,000円から1万5千円、教科書代などの教材費を含めて高いところで3万510円など、学校によって金額に違いが見られます。納入金額に差異がある理由について、伺います。

◎答 弁

教科書代と教材費につきましては、実習にかかる費用も含まれているため、普通科と専門学科では差が生じるほか、工業科である川崎総合科学高校では、作業着等の費用も含まれているため、他校との費用に差異が生じる要因となっているところでございます。

夜間給食につきましては、1食あたりの費用は、全ての市立高校定時制において同一金額で提供しておりますが、金額に差異が生じておりますのは、4月から7月分までを、登校する実数をもとに計算している学校がある一方、年間において1ヶ月に登校する平均的な回数をもとに月額を設定し、納入をお願いしている学校があるためでございます。

卒業準備金につきましては、卒業アルバム代の他に、卒業記念品代や卒業遠足など、卒業に伴う諸行事等の費用を含めている学校があることなどから差異が生じているものでございます。

◎質問③

- ・市立高校定時制については、生活に困難を抱えている家庭の生徒も少なくないと聞いています。入学時に6万円から8万円を超える金額を納入するには、大変な負担ではないでしょうか、この金額が妥当ととらえているのか、見解を伺います。
- ・親の負担を考えると、納入項目について内容を検討し負担を軽減していくべきと思いますが、伺います。
- ・2005年に廃止となりましたが、生活が困難な家庭の子どもの支援策として、小学生や中学生い修学旅行の支度金や卒業アルバム代などの補助を改めて検討する事が、必要と思いますが、見解を伺います。

◎答弁

納入金額については、生徒が3年間あるいは4年間の定時制教育を受けるために必要である経費のうち、入学時に収めていただくことが望ましいと各学校において判断されたものをご案内しているものと認識しております。

各学校では、各家庭の経済的状況に応じて納入期間を延長するなど柔軟に対応しているところでございますが、今後も入学時の納入につきましては、可能な限り負担の軽減に努めることが望ましいと考えております。

次に、経済的支援策についてでございますが、高等学校は義務教育ではないため、小・中学校で実施しております就学援助制度を適用することは困難でございますが、本市では、高等学校奨学金制度を設け、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な高校生を支援しております。そのほか、神奈川県で実施している高校生等奨学給付金や高等学校奨学金など、様々な機関で実施している支援制度もございますので、引き続きこれらの経済的支援策について、学校を通じて生徒やその保護者に対し、周知してまいります。

◆ 通学路の安全対策について

◎質問

- ・大戸小学校通学路とその周辺危険箇所についての安全対策の要望が、3月に大戸小学校とPTAから提出されています。現状の進捗状況について、また、今後の課題や対策について伺います。

◎答弁

大戸小学校における通学路と周辺の安全対策として、スクールゾーンの設置や歩道の拡幅など30箇所の改善要望が小学校から提出されており、その内、通学路に関する要望は18箇所となっております。

この改善要望につきましては、教育委員会をはじめ、関係局、関係機関等で構成されております通学路安全対策会議中原区部会におきまして現地を確認し、検討を行い、順次、対策を実施しております。

その結果、スクールゾーンの表示や注意喚起表示等の設置につきましては、既に対策を実施し、路面表示の補修等につきましては、今後、実施していく予定になっております。

また、カラー舗装の設置や歩道の拡幅等の要望につきましては、道路幅員の不足、道路構造上の問題など、物理的に対策が困難なものもございますが、その他の未対策箇所につきましては、部会におきまして検討を進めており、児童の安全確保に努めているところでございます。

◆ 入院中の子どもたちへの学習支援について

◎質問①

・平成22年6月議会で、1 院内学級の拡充について、2 入院中の学習支援のあり方について、3 退院後の医療的ケアの必要な子どもに対する支援について取上げました。3点目は平成24年4月から実施されており、評価しておりますので、3点目を除く、これまでの成果と今後の学習支援のあり方について見解と取組を伺います。

◎答 弁

入院中の児童生徒に対しましては、宮前区の聖マリアンナ医科大学病院の院内学級に加え、川崎区の市立川崎病院に田島支援学校からの訪問指導の体制を整えてまいりました。

聖マリアンナ医科大学病院の院内学級につきましては、稗原小学校と菅生中学校の特別支援学級として設置しております。在籍する児童生徒数により法令に基づき教員を配置しているものでございます。近年は、病院の入院期間が短縮傾向にあるため、院内学級の在籍児童生徒数が減少し、教員を配置することが困難な状況が生じておりました。

この様な状況の中、病院関係者を含む「院内学級運営会議」において、院内学級の教育機会の重要性が改めて確認され、院内学級の在り方の検討を重ねた結果、転校に関する手続きを学校が代行し保護者負担の軽減を図ること、また、院内学級に在籍した場合は、退院後の自宅療養中も家庭学習の支援や通院の際の学習支援を行うことといたしまして、入院中学習支援を希望する場合には、院内学級に在籍して下さるよう促しているところでございます。

入院中の児童生徒に対する学習支援は、重要であると考えておりますので、今後も学習支援の充実を図ってまいりたいと存じます。

◎質問②

・先の議会で提案したインターネット等ICTを活用した学習支援のあり方について、これまでの取組を伺います。

◎答 弁

退院後の自宅療養中の児童生徒へのICTを活用した学習支援についてでございますが、教育委員会におきましては、平成25年度から自宅療養中の児童生徒が、在籍している学校を通じて申請を行えば、市が契約しているインターネット学習支援サイトのIDとパスワードを入手でき、自宅においてICTを活用して、電子問題集による学習ができる環境を整えております。

また、このICTを活用した学習活動は、出席扱いとすることも可能となっております。現在、自宅療養中の小学生1名が、このICTを活用した学習に取り組んでいるところでございます。

◎質問③

・宮前区にある東横恵愛病院は、児童思春期精神科があり、現在30数名が入院されているとのこと。子どもたちの学習支援について見解と取組を伺います。

◎答 弁

東横恵愛病院は、様々な症状や不安を抱える子どもに対して、長期入院に即した専門的な治療とともに、病院内に学習室を備え学習支援を行える、現在全国で8ある病院のひとつでございます。

治療を目的として入院している児童生徒に対する学習支援につきましては、平成27年4月に中央支援学校に病弱教育部門を新設し、中央支援学校に学籍を異動した児童生徒に対して、教員が病院を訪問し、指導を行うための環境を整えているところでございます。

また、教員が児童生徒を理解し、子どもの状態に合わせた適切な学習支援を行うには、主治医や看護師等と連携や協力を図ることが重要であると考えておりますので、そのための体制づくりに向けた準備も進めているところでございます。

■ 一般質問 民主党 織田議員（12月19日） ■

◆ 障害児の通所支援事業について

◎質問

- ・「発達支援事業所」でのサービスを受けた子どもが就学する視点から、教育委員会が予想される課題があれば伺います。
- ・関係局との連携のあり方についても伺います。

◎答弁

児童発達支援事業につきましては、療育を行う必要が認められる就学前の障害児が、身近な場所で、その障害特性に応じた専門的な支援を受けることで、本人・保護者の小学校入学前の不安の軽減、及び入学後の学校生活への適応を促すものと認識しているところでございます。

支援事業所を利用した児童が就学するに当たりましては、今後、保護者に対して、学校と支援事業所との役割や体制の違いについて、御理解いただくことが必要であると考えているところでございます。教育委員会といたしましては、就学説明会や個別の就学相談の中で周知を図ることを検討してまいりたいと存じます。

また、関係局との連携につきましては、児童発達支援事業の進捗状況や支援事業所における取組内容等の情報の共有を図りつつ、地域の支援事業所に対する学校の理解につなげてまいりたいと考えているところでございます。

◆ 地域安全マップづくりについて

◎質問

- ・次期教育プラン（素案）における施策1、「学校安全の推進」の事務事業に「地域安全マップづくり」の記載がありません。今後この「地域安全マップづくり」事業をどのように周知、実施していくのか、また、例えば「地域の寺子屋事業」などの中でメニュー化して、取組むことはできないのか、伺います。

◎答弁

学校教育活動における児童生徒の安全確保につきましては、かわさき教育プラン第1期実施計画素案の基本施策Ⅳの施策1「学校安全の推進」に明記しているところでございます。

児童生徒が危険予知能力や危機回避能力を身に付けるための安全教育につきましては、各学校がそれぞれの実態に応じて、学習方法を工夫しながら推進しているところでございます。子どもたちがグループワークで通学路を点検し、犯罪発生の恐れがある「入りやすく見えにくい場所」を探し、学区地図に記していく安全マップづくりは、自分の身を自分で守るという安全確保の基本的な素養の育成の上で、意義あるものと認識しております。安全マップづくりにつきましては、現在、教育委員会で作成しております「安全の手引き」へ掲載するとともに、防災担当者研修会等で周知してまいりたいと考えているところでございます。

また、現在市内8箇所で行っております寺子屋事業の実施団体へも、今後、地域安全マップづくりについて紹介してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 新しい川崎の会 小川議員（12月19日） ■

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質問①

- ・地域の寺子屋の実施団体が集まり、アイデアや実施結果の共有ができるような取組が必要と思いますが、見解を伺います。

◎答 弁

事業の運営方法やプログラム、人材に関する寺子屋同士の情報交換は、非常に有益であると考えております。

現在、開講している8カ所の寺子屋の運営を担っていただいている方々を対象に、情報交換やスキルアップを図るとともに、来年度に向けて改善点などを検討するための研修会を、年明けに実施してまいりたいと考え、準備を進めているところでございます。

◎質問②

- ・寺子屋事業を実施するにあたり、事前に保護者アンケートを行っていると同っていますが、アンケート結果からどのようなニーズが把握できたのか伺います。
- ・アンケートでは、高学年よりも低学年のニーズが高いといったことも把握できたようですが、そのあたりについて詳しく教えてください。
- ・事後アンケートも必要です。事後アンケートについて今後のスケジュールなどを伺います。

◎答 弁

各寺子屋において、事業をスタートさせる前に実施いたしました保護者へのニーズ調査では、学習支援に関しましては、寺子屋に高い学力の育成や進学塾のような効果を求めているのではなく、基礎基本の定着や、一人ひとりの子どものペースに合わせた学習を求める声が多くございました。

学習支援への参加の意向につきましては、6割から8割を1年、2年、3年生が占め、学年が低いほど参加の希望が多い状況でございました。その理由といたしましては、高学年になりますと放課後には、塾や習い事、あるいは交友の機会の拡大など、それ以前の生活スタイルに変化が生じてくることなどから、参加の希望が少なくなっているのではないかと考えているところでございます。

学習面以外では、祖父母世代の方と触れ合わせたいといったご意見や、異なる年齢やクラスの子どもの関わり、学校や家庭ではできない体験を求める声もございました。

これらのことも踏まえ、今後の展開に資するため、実際に事業に参加した児童や保護者の反応などについても年明けにアンケート調査を実施する方向で、準備をしているところでございます。

◎質問③

- ・学習支援の実施校と参加人数について教えてください。
- ・希望者が多すぎた場合の対応と、1人の子どもがどのような頻度で学習支援に参加できたのかも教えてください。

◎答 弁

現在、大島、日吉、中原、久本、富士見台、中野島、西生田の各小学校と、菅生中学校の計8カ所で学習支援を実施しております。

参加登録者数は、各校概ね100名以上、多い所で200名以上のところもございまして、事前アンケートの結果と同じように、小学校では約8割を1、2、3年生が占めている状況でございます。

このように保護者の皆様の関心やニーズが高い事業でございまして、現在の寺子屋先生の人数

や会場の状況等から、一度に指導することができる子どもの人数は20数名から多くても60名程度でございます。

このため、各寺子屋におきましては、どのように学習支援を進めていくか苦慮しており、1カ所の寺子屋につきましては、同じ子どもに毎週、定期的に学習支援を行うことで、学習習慣や学力の定着を図りたいとの考えから、抽選を行い、参加者を絞って学習支援を行っております。

また、他の寺子屋につきましては、全ての希望者を受け入れるために、週ごとに対象学年を絞って実施しており、場所によっては、一人の子どもに対する参加の機会が月1回といった状況もございます。

◎質問④

- ・学習支援ですから、少なくとも週1回程度は参加できるような体制が望ましいと思われませんが、来年度以降の方向性について現時点の考えをお聞かせください。

◎答弁

教育委員会といたしましては、抽選によって参加者を絞らざるを得ない状況も、一人の子どもが参加できる機会が月1回しか回ってこない状況も、どちらにも改善が必要であると考えておりまして、授業の進度に合わせた学習支援や、学習習慣の定着を図るという点からも希望する全ての子どもに毎週、学習支援を行うことが望ましいと認識しているところでございます。

このため、週あたりの開催数を増やすことや、そのための受託団体へのサポート、寺子屋先生の人数の確保・育成など、様々な課題について、工夫と検討をしていく必要があると考えております。

現在、生涯学習財団と連携して「寺子屋先生養成講座」を実施し、学習支援をサポートする人材の育成を進めているところでございますが、学習支援につきましては、今年度のモデル実施において、低学年の参加が非常に多いという状況や、保護者へのアンケートの結果等を踏まえ、例えば、掛け算九九の定着など、基礎基本の定着に重点をおいて、事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

■ 一般質問 共産党 勝又議員（12月19日） ■

◆ 緑地保全について

◎質問

- ・おっ越し山ふれあいの森と、柿生中学校の間にある階段は、手すりがさび、住民からは塗装して欲しいとの要望が出されています。また、手すりが低いため、昨年の大雪の時、手すりが十分に役に立たず、階段で滑った方が多く出たということも聞きました。手すりの高さを利用しやすくすべきと思いますが、教育長に伺います。

◎答弁

「おっ越し山ふれあいの森」に通じる歩道は、学校関係者のみならず、近隣にお住まいの方々にとっての生活道路ともなっておりますので、階段部分を含む施設設備につきましては、利用者が安心して通行できるよう、適切な維持管理と安全の確保に努めてまいります。

■ 一般質問 公明党 菅原議員（12月19日） ■

◆ 国際都市川崎について

◎質問

- ・教員の育成についてですが、語学教育を促進させるためには、教員の方たちの語学研修が重要であります。その内容について伺います。
- ・そしてまた、海外研修・海外交流も進めていくべきですが、教育長の見解を伺います。

◎答弁

本市では、小学校においては、英語の教科化に備え、教員の指導方法への不安を取り除き、十分な指導力が身につけられるよう、小学校英語教育中核教員研修を、また、中学校、高等学校につきましては、外国語教育指導力向上研修を各校1名参加の必修研修として、それぞれ平成27年1月より実施する予定でございます。

また、今年度より国が実施している英語教育推進リーダー中央研修には、本市からも、小中高合わせて5名の教員が参加し、既に研修を終えており、今後、本市で実施する外国語指導の向上に関わる研修の講師となり、指導に当たる予定でございます。

また、教員の海外交流についてでございますが、海外研修・海外交流は、生きた英語・文化・歴史を学ぶ上で大変有意義なことでございます。本年10月にオーストラリア・クィーンズランド州教育大臣が本市を訪問した際には、今後の教育面での本市との交流を希望する旨のお話をいただいたところでございます。教育委員会といたしましては、今後の英語教育、国際理解教育に資する可能性が大きいと考え、生徒の留学、教員の現地校への派遣、姉妹校提携等による交流等について、取り組んでまいりたいと考えております。

■ 一般質問 公明党 後藤議員（12月19日） ■

◆ 防災対策について

◎質問①

- ・県内に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が発表時された時に臨時休業にするとということですが、「大雨洪水警報」など他の警報における判断基準と対応について、お聞きいたします。

◎答弁

現在、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」発表時の臨時休業等の判断基準につきましては、各学校や保護者に示されておりますが、それ以外の警報等につきましては、各学校の立地条件が様々であることや、市内地域によっては気象状況が異なることもございますので、各学校の校長が臨時休業等の判断を行っているところでございます。

◎質問②

- ・各種警報発表時の判断を学校に任せるのではなく、教育委員会として関係局と連携し防災の対策、体制をつくり、マニュアル化をし、基準を決めるべきではないかと思いますが、伺います。

◎答弁

大雨による洪水や土砂災害等の想定される自然災害につきましては、関係局・区と連携を図りながら、各学校の周辺で起こり得る危険箇所を事前に把握しているところでございます。

学校における児童生徒の安全確保を図るためには、地域の気象状況や地理的環境に応じた気象情報等を各学校へ提供することは重要と考えておりますので、危機管理室等の関係部局と連携した体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。